

船橋市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成25年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年1月4日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤	弘之
同	鈴	木	いくお
同	神	田	廣栄

平成16年度

市長からの通知年月日 平成27年12月9日

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	措置状況
45	106	資源循環課 (旧・クリーン推 進課)	監査結果	月決め業者に納期限内の支払を徹底させ、滞納業者に対しては、 厳しい態度で改善指導を行っていく必要がある	平成18年1月に事業系一般廃棄物搬入に係るごみ処理手数料の月決め 納入許可に関する要綱を制定し、許可業者への周知徹底及び厳しい指導 を継続したことにより、手数料の滞納は改善された。
74	137	クリーン推進課	監査結果	クリーン推進課の土地台帳の一部に取得価格が記載されていない	平成26年度8月末分までについては、処理が完了した。平成26年度9月 分以降も順次処理している。